

# 平成 29 年度 品川区 舟運社会実験 運航事業者募集要項（案）

## 1. 舟運社会実験の趣旨

品川区では、2020 年東京五輪・パラリンピックに向けて、区内の舟運活性化による水辺の賑わい創出を目指した舟運社会実験を実施します。この社会実験は、下記の項目について検証・検討を行うことを目的としています。

### 《舟運社会実験の目的》

- 区内を発着とする舟運ルートの認知度の向上、定着
- 区内栈橋の一般開放および管理手法の検討
- 舟運事業の区内イベントや観光施策との連携、水辺の賑わい創出手法の検討

そこで、上記の社会実験の趣旨に賛同し、事業に協力を得られる舟運運航事業者又は舟運運航事業共同事業体を募集します。

## 2. 本舟運社会実験の特徴

今回実施する舟運社会実験では、品川区が開放する区内の栈橋・船着場を活用して、運航ルート等を自由に提案していただくことができます。

また、舟運社会実験の実施に合わせて、品川区は舟運社会実験全体の PR や誘導等の環境整備、乗船者へのアンケート調査などを実施します。

### 《舟運社会実験の特徴》

品川区内の水辺を活用した新たな舟運ルートを開拓するための

- 区内栈橋・船着場の開放
- 応募者の自由な発想によるルート・料金・運航時間の提案の受入れ
- 品川区によるサポート（PR、環境整備等）

※1：ルート提案などに関わる詳細の条件については、p.2「(3) 提案事項」を参照のこと

※2：品川区によるサポート内容の詳細については、p.2「(4) 区の役割」を参照のこと

### 3. 募集内容

以下の実施期間、場所での舟運社会実験に協力可能な舟運運航事業者又は舟運運航共同事業体を募集します。

(1) 実施期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（1 年間）

※実施期間中、何日でも運航できます

(2) 実施場所：目黒川を含む品川区内中心（区外航行ルートも提案可能）

(3) 提案事項：期間中の運航計画 1 ルート以上（様式 2 に記載のこと）

#### ◆発着地について

- ・発着のいずれかに区内の棧橋を使用すること
- ・使用可能な区内棧橋を 別添資料 1：区内棧橋一覧 に示す
- ・区外棧橋を使用する提案の場合、候補者決定後に区で調整を行う

#### ◆ルートについて

- ・五反田～天王洲の目黒川を航行するルートを基本軸とする
- ・区内イベント、施設、団体等と連携するルートを推奨
- ・同期間中に、都が実施する社会実験ルートとの連携ルートを推奨

#### ◆運航形態について

- ・有料乗船参加者を募ること
- ・「旅客定期航路事業」、「旅客不定期航路事業」、「人の運送をする内航不定期航路事業」の枠組みを前提とする

#### ◆その他

- ・提案内容は、候補者決定後、区と協議のうえ変更する可能性あり

(4) 区の役割：社会実験実施に合わせて、区では以下の整備等を実施します。

- ・社会実験全体の PR（情報を一元化した HP、SNS での情報発信）
- ・船着場までの誘導検討（広報物での情報提供、サイン等の検討）
- ・社会実験の効果を把握するための乗船者へのアンケート調査

#### 4. 事業者の応募要件

##### <資格等について>

- 平成 28 年度の舟運社会実験の参加事業者として選定された事業者については、今年度も引き続き、運航資格を継続するものとする。
- 原則として、品川区内に所在する舟運事業を営む法人とする
- 「一般定期航路事業」（海上運送法、法第 3 条）、「旅客不定期航路事業」（法第 21 条）の許可の見込み又は「人の運送をする内航不定期航路事業」（法第 20 条第 2 項）の届出を有していること（＝航路申請許可見込みであること）

##### <運航事業者候補に選定された場合の対応について>

- 選定後には、提案内容をもとに区と調整を行い、航行ルート、料金等を決定する
- 応募にかかる費用、舟運社会実験を実施するための検討・実施に要する費用は応募者（運航事業者候補）の負担とする
- 舟運社会実験中は、運航のほか、乗客の乗船から下船まで運航のために必要な業務（乗船券の予約販売、当日販売、運休時の連絡、払戻し処理、船着場への事前誘導、当日受付等）も合わせて行うこと
- 運航の際は、海上運送法等の関係法令及び「東京湾の運河利用のルール・マナー」、「目黒川通航マナー」を遵守すること
- 社会実験期間中の運航の安全確保を含めた責任は応募者に帰属する
- 社会実験終了後、実施内容等の検証を行うためのヒアリングに協力すること

##### <その他>

- 次の事項に該当する場合には、応募はできません。事業候補者の決定後の場合は、候補者の決定を取り消します。
  - (ア) 応募時点で法令等の違反による行政処分を受けていること
  - (イ) 国税及び地方税等の租税を滞納していること
  - (ウ) 会社更生法・民事再生法による更正・再生手続中であること
  - (エ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。) であると認められるとき
  - (オ) 暴力団又は暴力団員(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。) が経営に関与していると認められるとき
  - (カ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用などしたと認められるとき
  - (キ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき
  - (ク) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
  - (ケ) 上記の他、非社会的行為や虚偽の応募内容である事実が認められたとき

## 5. 応募方法

(1) 募集期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（1 年間）

※随時、相談を受け付けます

(2) 応募書類：応募様式等一式、3 部

(3) 書類提出：郵送もしくは持参

宛先：品川区 河川下水道課 水辺の係（下記 問い合わせ先 参照）

## 6. 候補者決定までのスケジュール

書類を提出いただいた後、1 週間を目途に、提案内容を区で審査・評価し、要件を満たした運航事業者には、運航事業者候補として通知します。

## 7. 問い合わせ先

品川区 防災まちづくり部 河川下水道課 水辺の係

〒140-8715 品川区広町 2-1-36

TEL：03-5742-6794、FAX：03-5742-6887

## 8. 応募様式

以下 3 つの様式に必要事項を記載し、募集期間内に提出してください。

様式 1	<u>H29 年度 品川区舟運社会実験 応募申込書</u> 応募者（単独事業者又は共同事業体）名称、所在地、代表者名、連絡先
様式 2	<u>運航事業計画</u> 使用する船舶の概要、使用する栈橋、運航ルート、実施希望日、実施時間帯、 運航従事者の概要、安全面での配慮事項 等
様式 3	<u>海上運送法上の届出又は許可の状況</u> これまでの届出・許可の種類、届出・許可取得者、届出・許可・取得年月日 等

様式 1

平成 年 月 日

## H29 年度 品川区舟運社会実験 応募申込書

名称（法人）

代表者

印

当社は、H29 年度 品川区舟運社会実験の運航事業者公募に応募します。

事業の形態 ※いずれかに○	単独事業者 ・ 共同事業体
応募者（法人名称等）	
所在地	
代表者	
代表の連絡先	所 属 : 役 職 : 氏 名 : 電話番号 : E-mail :

※共同事業体による応募の場合、下記に代表応募者以外の構成法人を記載（不足の場合は適宜追加）

①名称（法人名称等）	
連絡先	住 所 : 担当部署 : 電話番号 : E-mail :
役割	
②名称（法人名称等）	
連絡先	住 所 : 担当部署 : 電話番号 : E-mail :
役割	

様式 2

運航事業計画	
<p>予定する運航ルート</p>	<p>※連携する区内施設、団体、イベント等との関係、品川区の観光面への期待される効果等も記載</p> <p>※あれば、運航ルートのテーマ、コンセプト等も記載</p>
<p>予定する運航形態</p>	<p>不定期航路 二点間      ・ 不定期航路 周遊      ・ 定期航路</p>
<p>使用する棧橋</p>	
<p>実施希望日</p>	
<p>実施希望時間</p>	<p>運航時間：</p> <p>棧橋停泊時間：</p>
<p>使用する船舶の概要</p>	<p>船 名     ：</p> <p>船舶番号：</p> <p>長さ・トン数：</p> <p>旅客定員：</p>
<p>安全面での留意点</p>	

※1：使用する船舶が複数の場合は、その旨を記載のうえ、全ての船舶の概要を添付すること

※2：2ルート以上提案の場合は、様式を複写して使用のこと。その場合、重複する内容は記載不要

様式 3

海上運送法上の届出又は許可の状況

※ 1 : これまでの届出・許可の種類、届出・許可取得者、届出・許可取得年月日を記載すること

※ 2 : その中から参考として許認申請書・許可書類の写しを別途添付のこと（1つでよい）